

## 診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更届

1 医師（個人）・歯科医師（個人）の開設する診療所が、次の変更を行った場合は、10日以内に本届出書を2部、保健所長宛に提出してください。そのうちの1部は控えとして交付しますので、大切に保管しておいてください。

- (1) 増（改）築・取り壊し
- (2) 用途変更（工事を伴わないもの）
- (3) 診療用エックス線の機器及び装置の更新
- (4) 敷地面積及び敷地平面図の変更

2 添付書類 ※該当するものを添付してください。

### (1) 構造設備・平面図変更の場合

建物の平面図（変更前・変更後）

※エックス線装置更新またはエックス線室の平面図変更の場合、エックス線室の詳細図、遮蔽計算書及び遮蔽計算図（管理区域を明示すること）も添付してください。

### (2) 敷地面積・平面図変更の場合

- ① 変更前後の敷地の面積及び平面図※敷地内の構造物の配置を記載すること。
- ② 土地の公図
- ③ 土地の登記簿謄本
- ④ 土地を賃貸借している場合は、賃貸借契約書の写し

3 備考

必要に応じて、以下の書類を提出してください。

#### (1) 診療用エックス線装置について

診療用エックス線装置備付届（変更届・廃止届）

#### (2) 病床について

- ・ 様式13 診療所病床設置許可申請 ※姫路市保健所→兵庫県
- ・ 様式14 診療所病床変更許可申請 ※姫路市保健所→兵庫県
- ・ 様式17 診療所病床数・病室定員変更許可申請
- ・ 様式18 診療所病床数・病室定員変更届

※ 一般病床数を増やす場合、療養病床数を変更する場合は、必ず兵庫県と事前協議を行ってください。

## 診療所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更届

令和 年 月 日

(あて先) 姫路市保健所長

開設者住所 \_\_\_\_\_

開設者氏名 \_\_\_\_\_

電話 — — (担当: )

次のとおり開設届出事項等を変更したので、医療法施行令第4条第3項の規定に基づき届け出ます。

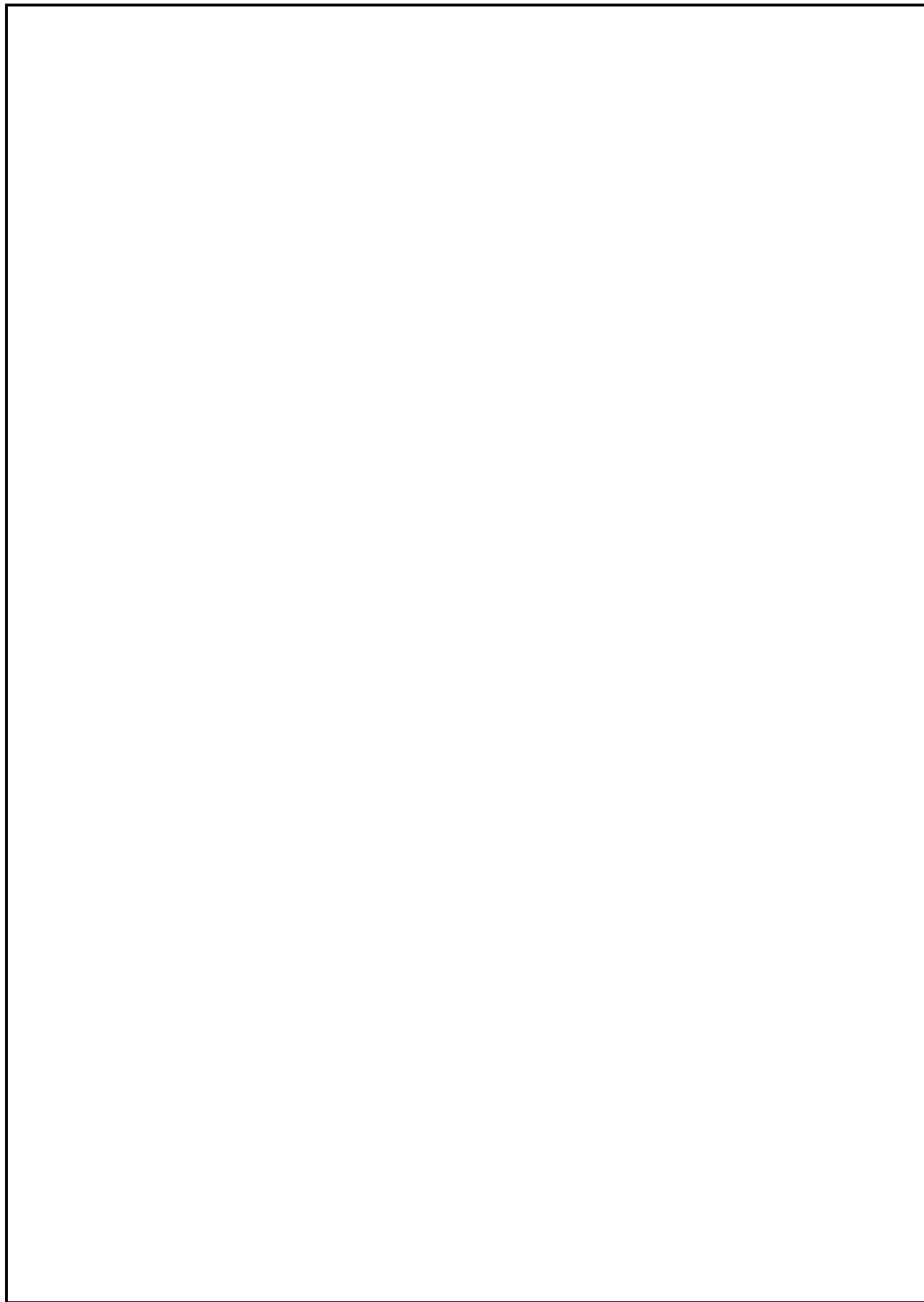
1 診療所の名称	
2 診療所の所在地	TEL — — FAX — —
3 変更種別 (該当するものを ○で囲む)	(1) 増築・改築・取り壊し (2) 用途変更 (工事を伴わないもの) (3) 機器及び装置の更新 (4) 敷地面積及び敷地平面図
4 延床面積	変更前 $m^2$ (a) 変更面積 $m^2$ (b) 変更後 $m^2$ (c = a + b)
5 敷地面積	変更前 $m^2$ (a) 変更面積 $m^2$ (b) 変更後 $m^2$ (c = a + b)
5 変更の理由	
6 変更年月日	令和 年 月 日

建物の構造概要

用途・室名・番号等	変更の種別 (該当するものに○)	主な設備・器具	構造概要 (壁・床・天井材等)
(変更前)	(1)増築・改築・取り壊し  (2)用途変更 (工事を伴わないもの)		
(変更後)	(3)機器及び装置の更新  (4)敷地面積及び敷地平面図		
(変更前)	(1)増築・改築・取り壊し  (2)用途変更 (工事を伴わないもの)		
(変更後)	(3)機器及び装置の更新  (4)敷地面積及び敷地平面図		
(変更前)	(1)増築・改築・取り壊し  (2)用途変更 (工事を伴わないもの)		
(変更後)	(3)機器及び装置の更新  (4)敷地面積及び敷地平面図		
構造設備上の参考事項			

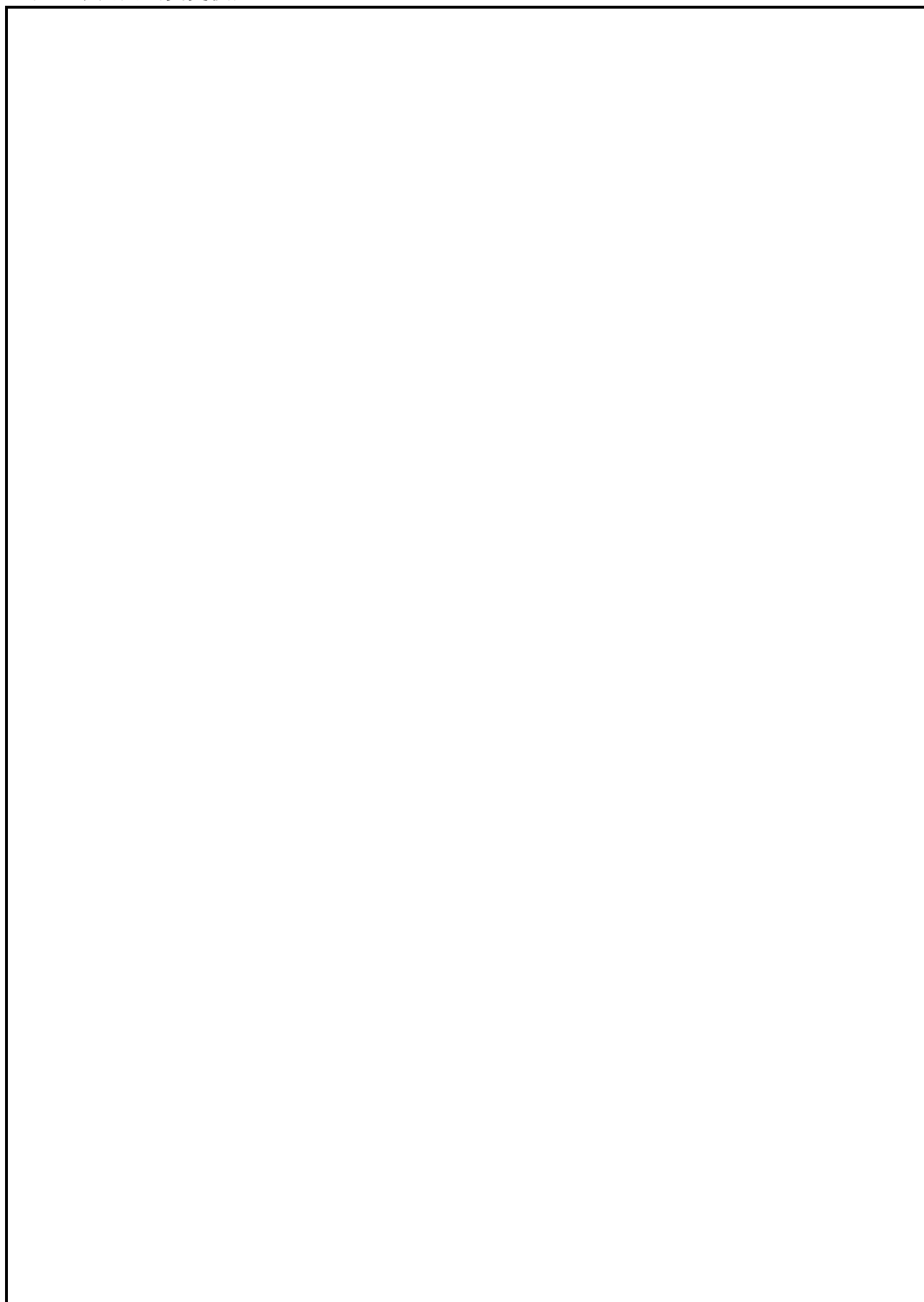
※注) 変更種別については、前記3の変更種別を記載すること。

建物の平面図（変更前）



- 注) 1 診療所平面図は、別途図面を添付してもよい。
- 2 図面上に各室の用途等を記載すること。また、変更部分は、変更前を青色の線、変更後を赤色の線で囲むこと。
- 3 建物の一部を、診療所の用に供していない場合はその旨分かるように記載すること。

建物の平面図（変更後）



- 注) 1 診療所平面図は、別途図面を添付してもよい。
- 2 図面上に各室の用途等を記載すること。また、変更部分は、変更前を青色の線、変更後を赤色の線で囲むこと。
- 3 建物の一部を、診療所の用に供していない場合はその旨分かるように記載すること。

入院施設に関すること

病室一覧（変更前）							
階 別	室番号	床面積 m <sup>2</sup>	採光 面積 m <sup>2</sup>	開放 面積 m <sup>2</sup>	病床数	1床あた りの床 面積m <sup>2</sup>	備 考 (病床種別) ※該当するものに○
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
計			(1/7)	(1/20)			
廊下		幅 (m)			手すりの有無		
(種別・階数) 中廊下							
片廊下							
階段（第二階以上の階に病室を有するもの）							
階段及び踊場の幅 (m)			けあげ (m)		踏面 (m)		手すりの有無

注) 1 面積は小数点第2位まで記載すること（第3位切り捨て）。

2 床面積は内法で記載し、種別（中廊下・片廊下）、階数ごとに分け、規格が同じものは同一欄に記載すること。

3 廊下、階段及び踊場の幅は手すりを含めないこと。

(参考) ・ 採光面積 日照を受ける窓等の面積。

・ 開放面積 引違いの窓は採光面積×1/2、引分けの窓は採光面積と同じ

入院施設に関すること

病室一覧（変更後）							
階 別	室番号	床面積 m <sup>2</sup>	採光 面積 m <sup>2</sup>	開放 面積 m <sup>2</sup>	病床数	1床あた りの床 面積m <sup>2</sup>	備 考 (病床種別)
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
							一般 ・ 療養
計			(1/7)	(1/20)			
廊下		幅 (m)			手すりの有無		
(種別・階数) 中廊下							
片廊下							
階段（第二階以上の階に病室を有するもの）							
階段及び踊場の幅 (m)			けあげ (m)		踏面 (m)		手すりの有無

注) 1 面積は小数点第2位まで記載すること（第3位切り捨て）。

2 床面積は内法で記載し、種別（中廊下・片廊下）、階数ごとに分け、規格が同じものは同一欄に記載すること。

3 廊下、階段及び踊場の幅は手すりを含めないこと。

(参考) ・ 採光面積 日照を受ける窓等の面積。

・ 開放面積 引違いの窓は採光面積×1/2、引分けの窓は採光面積と同じ

診療用放射線機器等に関すること

用 途	メーカー	型 式	定格出力	備考（用途）
（変更前）				
（変更後）				

注） 機器設置後10日以内に別に定める診療用エックス線装置備付届を提出すること。

室 名	変更の種別 （該当するものに○）	主な設備・器具	構 造 概 要 （壁・床・天井材等）
（変更前）	(1) 増築・改築・取り壊し		
	(2) 用途変更 （工事を伴わないもの）		
（変更後）	(3) 機器及び装置の更新		
	(4) 敷地面積及び敷地平面図		
（変更前）	(1) 増築・改築・取り壊し		
	(2) 用途変更 （工事を伴わないもの）		
（変更後）	(3) 機器及び装置の更新		
	(4) 敷地面積及び敷地平面図		



療養病床を有する医療機関に必要な構造設備

施設名	変更前床面積 (㎡) (内法)	変更後床面積 (㎡) (内法)	変更後の設備概要
機能訓練室			(主な機器・器具)
食堂			
浴室			(浴槽の概要)
談話室	専用 有・無 食堂との共用 有・無	専用 有・無 食堂との共用 有・無	

注) 床面積は内法で、小数点第2位まで記載すること(第3位切り捨て)。

- ① 1以上の機能訓練室を設け、機能訓練室は内法40㎡以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- ② 食堂を設け、食堂は、内法で療養病床の入院患者1人につき1㎡以上の広さを有しなければならない。
- ③ 浴室を設け、浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- ④ 談話室を設け、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。

敷地面積・敷地平面図

(変更前)

- ・敷地面積 \_\_\_\_\_  $m^2$  ※1
- ・敷地平面図 ※2

(変更後)

- ・敷地面積 \_\_\_\_\_  $m^2$  ※1
- ・敷地平面図 ※2

- ※注) 1 敷地面積は、テナントビルの場合、診療所の投影面積を記入すること。  
2 敷地平面図は、この欄に記入すること。または、設計士等作成の図面の添付でもよい。  
また、変更部分は、変更前を青色の線、変更後を赤色の線で囲むこと。